

第5回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成28年3月14日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成28年3月14日（月）午前11時52分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 佐々木雄司君 4 番 保田 守君 6 番 治徳 義明君
7 番 原田 素代君 10 番 北川 勝義君 13 番 岡崎 達義君
15 番 小田百合子君 17 番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
主 幹 黒田 未来君 主 査 青木 智彦君
- 7 協議事項 1) 映画製作に係る製作協力に関する調査について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） それでは、ただいまから第5回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を開会いたします。

早速協議事項に入りたいと思いますが、まずは前回求めておりましたエネットからの回答が来ておりますので、それにお目通しをしていただきたいと思います。これです、はい。写しと一番上にスタンプしてある、回答書となってる。

○委員（北川勝義君） 職員、朗読してくれえ。

○委員長（小田百合子君） 朗読してもらいましょうか。

○委員（北川勝義君） そのほうがええ。

○委員長（小田百合子君） ねえ、そのほうが全員で。

○委員（北川勝義君） 読めん漢字があつたら格好悪いから。

○委員長（小田百合子君） 青木さん、朗読してもらえますか、この回答書を頭から。

済いません、ちょっと長いですけど。これは予算書を求めたものに対する回答書です。

はい、お願いします。

○議会事務局主査（青木智彦君） では、失礼します。

回答書。

赤磐市議会議長金谷文則様。平成28年2月26日、株式会社エネット代表取締役藤本俊介。

第1、はじめに平成28年2月10日付記録提出要求書（以下「本件記録提出請求書」といいます。）に対し、以下のお答えをするに先立って、以下の点につき市及び職員（後刻訂正）の皆様のお理解をいただきたく存じます。

1、劇場用映画「種まく旅人～夢のつぎ木～」（以下「本件映画」といいます。）は、ストーリーの訴求力とともに、赤磐市のよさを訴求するという側面を持っており、ここにこの映画製作と赤磐市のかかわりが始まった理由があります。

2、今回貴市議会は、本件映画の予算書を提出するようお求めになりました。しかし、奇妙なことに本件記録提出請求書には本件予算書の提出について、調査のために特に必要がある（地方自治法100条第1項）理由を記載していません。百条委員会は、公金の適正な支出か否かを審査するためのものと聞いておりますが、予算書によってその点をどのように明らかにされるという趣旨か、本件記録提出請求書は明らかにしておりません。そればかりか、予算書の性格に鑑みれば、本件予算書が公金の適正な支出を判定するための書面でないことは明らかであり、同予算書が百条委員会の審議にとって特に必要があるとの理由を記載できなかつたのも当然というほかありません。

(1)、まず、予算書の収入の部は、言うまでもなく支出とは無関係です。

(2)、ちなみにこの収入の部には、製作委員会の出資金のほかは、想定した協賛金収入という項目がありますが、それは想定にすぎないため、内訳はありません。そして、そうした想定

通りに募金できないときには、製作委員会の責任で不足額を補填すべく、各社の出資額を増加することになっております。このような方法は、製作委員会方式における映画製作における一般的な方法です。

(3)、また、市からの協賛金が市における適正な手続を経て行われたことは明らかなはずで、また、地元企業からの協賛金は、この映画の成功が地元の振興と当該企業の広告宣伝に役立つとの御判断に基づいて拠出されています。したがって、こうした収入には何の問題もなく、まして予算書の中から何らかの問題を発見するなどということは荒唐無稽というほかありません。

(4)、次に、予算書の支出の項は、支出項目と支出額、例えば脚本の費用や撮影会社の費用、出演者に幾ら支払うかといった内容で構成されています。この支出が貴市の支出を意味しないことは明白ですから、公金の支出の適否判断に無関係なことは明らかです。

(5)、そして、予算書における支出の絶対額や割合といった支出の構成は、質の高い映画をいかに低コストでつくるかというノウハウの集積であり、当社の企業秘密です。したがって、予算書が収入・支出、いずれの面からしても公金の支出の適否を判断に資する資料でないことは明らかです。

3、加えて、百条委員会が設置されていることにより、今秋公開予定という本件映画のスケジュールに支障が生じております。のみならず、百条委員会が公開した「百条委員会に至った経緯」と題する文章には、当社の経験した事実と明らかに異なる内容が多々記載されています。特に、副市長以下の当該市役所職員が赤磐市在住の事業者を訪問し、金品の授受を受けているという記載は、私たちが知る事実と明らかに反するばかりか、本件映画を作成した当社の社会的信用をも低下させかねないものです。

百条委員会の立ち上げから、既に4カ月が過ぎました。百条委員会の立ち上げと疑惑なるものが報道されて以降、当社は事態を見守ってきました。その委員会が今になって真相究明に役立つことが明らかな予算書を請求するというのは、極めて深刻な事態と言わざるを得ません。市議会が事実に基づいた適正かつ合理的な調査を進め、一刻も早く適切な結論を出されるよう望みます。

第2、結論。

以上の次第で、予算書は百条委員会に本来の目的である疑惑解明の資料ではなく、また当社をはじめとする製作委員会参加企業の企業秘密に属するものですので、予算書の提出をお断りいたします。万一貴市議会が百条委員会による調査をいたずらに長引かせ、それによって本件映画の完成・公開が遅延するなどした場合には、当社はその損害について法的措置をとらざるを得ないことを申し添えます。

以上。

○委員長（小田百合子君） これについては、水谷弁護士にもお渡しして、中身を見てもらっ

ております。もしその範囲内で答えられるものはお答えしますが、皆さんがどう思われるかをちょっと御意見いただきたいんですが。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これ日付が2月26日なので、できればちょっと事前に配付という方法をいただいたほうがよかったというのが感想です。

今読みました。この中で企業秘密であるということがありますが、前にも申し上げましたように、日付は後で確認すればわかりますけれども、原田部長のほうからは閲覧のみという条件で、私は予算書を事前に見せていただいています。そのことについて一切ここでは触れられてらっしゃらないんですけど、企業秘密であれば、そもそも閲覧であれ、そういうことはされないでしょうし、今になって企業秘密という理由をつけることも私も違和感がありますし、とにかく私は水谷さんがこのこと、文書についてどういう見解を持っていらっしゃるのかっていうのは、まず聞きたいと思います。

○委員長（小田百合子君） どういう見解とは。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） お聞きになってるってことでしょうか、水谷さんにこれは見ていただいて。

○委員長（小田百合子君） ああ、ああ、そのことですか。

○委員（原田素代君） うん、その返事を、要するにこれが適正なものだというふうに思ってるのかどうか、それを教えてほしいと思います。

○委員長（小田百合子君） いや、私は、これはこれまでと同じように、要するにこちらが要求したものを断ってきたと、提出を。ただそれだけと受けとめてますし、皆さんが多分気になさるのは、この最後のところです。万一貴市議会が百条委員会による調査をいわずに長引かせて、それによって云々というところ、要するに法的措置をとらざるを得ないことを申し添えますと、当社はその損害についてとありますけども、その損害が発生したわけではありませんし、発生してもいない損害を想定して、こちらに対して圧力をかけてきたということで、本当にエネットのほうでつくられた文書かどうかというのをまず私は疑っております。

○委員（北川勝義君） ちょっ、ちょっと原田さんの答え、ちょっ、何か今言うたん、違おう。

○委員（原田素代君） いや、まあ……。

○委員（北川勝義君） 弁護士がどう言うたということ。

○委員（原田素代君） だから、今のはそういうことなんです。

○委員長（小田百合子君） うん、そういうことなんです。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員（北川勝義君） ちょっと、ちょっと待って、ちょっと先に。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 委員長、ちょっと軽々し過ぎると思うて、委員会じゃから、これはエネットが書いたんじゃないかねえかもしれんとか、そういうことは我々は委員長、僕は絶えず言よんのが、百条委員会設置するときから執行権の介入はすべきじゃねえと、しかし議会で決まったことは仕方がねえと、従いますというて言うて。せえ、これはもういろんなこと、委員長、副委員長にお任せしますという、絶えず最後はいつとも言ようと思うんです。その委員長が軽い、これはエネット書いたんじゃないかねえかもしれんというような、皆ちょっとこれ、委員会じゃから、ちょっと削除というか、ちょっとそこだけねえか考えて、もうちょい言うてもらわんだら、どうも我々も、僕もいつとも言、最後は委員長、副委員長にお任せします言よんが、この任せれん、そうなってなるん、ちょっとそこだけ、言葉がちょっと、ちょっとかかったんで、そうかもしれんのじゃけど、かも、でもないかもしれんのんじゃけん。

○委員長（小田百合子君） と私が思ったという、そういうことで置きかえてもらいたいと思います。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 濟いません、このエネット社に対して予算書を請求するときの議論の中で、その理由を何か、何人の方が言われて、確認なんですけれども、それで請求されたんじゃないんですか。ここに書いてる、全く理由は書いてないというようなことを書かれています、ちょっとその確認を一つさせてもらいたいんで。あのときにたしか、そのことが正当か正当じゃないかは別の話です、別なんですけど、僕が正当とは思わなかったんですけど、そのときに何人かが言われて、それを踏まえて請求されたんじゃないのかなと思うんですけど、この答弁書では全く理由も何も書いてませんみたいな形になって、どういう請求されたんでしょうか。

○委員（原田素代君） 委員長、結論はどっちになるんでしょう。

○委員長（小田百合子君） この2つ前です。

○委員（原田素代君） あ、1月25日ではなかったと。

○委員長（小田百合子君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 再開

○委員長（小田百合子君） 休憩前に引き続き、改めて再開します。

今皆さんのお手元に、エネットに対して記録の提出請求を出した書類をお配りしました。つまり、映画製作に係る製作協力に関する調査のため、調査のためという理由しか出しておりま

せん。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私が水谷さんの評価というか、見解を聞きたいと言ったのは、だから私たちがこういう請求書で求めたと、それに対してエネットがこういう文書を書いてきたと。私たちに非があるのか、エネットの文書に問題があるのか、その辺の判断というのは、水谷さんからお聞きになってませんかということを知りたいです。

○委員長（小田百合子君） ああ、そうですか。

要するに、問題にされたのはその最後のほうです。要するに、いや、調査を長引かせて損害が生じた場合は、その損害について法的措置をとらざるを得ないという、そういう部分です。これは、そういうことはできないでしょうという弁護士さんの意見でした。

○副委員長（佐々木雄司君） もう少し詳しく述べましょうか。

○委員長（小田百合子君） うん。

私はしゃべってて、こちらが控えてましたんで。

はい、ではお願いします。

○副委員長（佐々木雄司君） もう少し詳しく言いますと、要するに法律を法律で裁けないということをおっしゃられてました。法律が法律を裁けないので、訴状のうったてたが立ちませんと、訴状が立ちませんと。損害賠償って、法律に対して損害賠償するんですかと、こういうことをおっしゃられたわけです。だから、それは訴状として成り立たないんで、そもそも訴えることできませんよと、こういう話でした。

○副議長（岡崎達義君） それは、百条委員会に対しての訴えができないということじゃないですか。仮にエネットのほうに損害があれば、それは市のほうに対して損害賠償を請求するということになるでしょう。当然のことですよね、それは、市が主体ですから。

○委員長（小田百合子君） そうですね、はい。

○副議長（岡崎達義君） 市が損害賠償を、市のほうに損害賠償をするということで、市はそれに対して準備をするということになってくるんでしょうけど。

私この書類っていうのは、もうこれで完結してると思うんです。もうこれ以上のもんはどんだけ請求しても出てこないと思いますから、これについて云々するということがもう無駄なことだと思いますので。

○委員長（小田百合子君） 私もそう思います。

○副議長（岡崎達義君） 次に進めていただきたいと思います。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員がそう言われてますけれども。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今私のメモで一つ思い出したのがあるんです。このエネットの製作費を何で求めようかという発言の中に、映画の製作費とは宣伝費が含まれているのだろうか、そこを確認したいというのが一つ、幾つかあったと思うんですけど。要するに宣伝をすると、赤磐市は、この映画を、赤磐市のためになるのだということで宣伝をするということ、製作会社が一般的に自分がつくった映画を宣伝するというのと、その兼ね合いってというのはどうなってるのだろうか。要するに本当に市が宣伝するという必要性が、エネットとの関係の中でどうなってるのかというのが必要じゃないかということが私の意見の中にはあったというのを今思い出しました。

○委員長（小田百合子君） どっちみち断られたということには違いありませんので、この件はこれで結びたいと思いますけども、よろしいですか。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません、水谷弁護士のほうと打ち合わせをする中で、これはあれって言うようなところが1点ありましたので、ちょっと皆さんで共有したいと思いません。

大きい2です、大きい2の中の(2)の部分です。下から1、2、3行目、よろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） 製作委員会の責任で不足額を補填するべく、各社の出資額を増加することになっておりますと、協賛金のお話をさせていただいてるわけですが、こういったぐあいにエネットさんはおっしゃられてるんですが、覚書の2の部分では、製作委員会の責任ではなくて、製作委員会で集まらなかったものに関しては、映画製作会社と映画会社、こちらのほうの協賛金を充てるというふうに書かれておりましたので、このところはちょっと内容が違うようですよと、実際どっちがどうなんだろうということとは先生のほうで御指摘をいただいたところではあります。

以上です。

○副議長（岡崎達義君） ちょっといい。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） そこは先方に誤解があったんかもしれませんが、要するに協賛金というのは、実行委員会が集めて直接エネットへ支払い込むことになってるんですよ。とすると、こういう書類が出てきて、エネットがもうそういう収支というのは全く私とは関係ありませんというんだったら、書類が出ませんというんだったら、もうそれはそれでいいと思うんです。だから、そこらあたりを私も何回か追及しましたが、結局副市長もそういう間の収支の書類はつくってないということですので、こちらがそれに関与するような話ではないと思

います。

○副委員長（佐々木雄司君） まあ、何となく、はい。

○委員長（小田百合子君） この回答書の件は、断られたということだけで結んでよろしいですかね。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員（原田素代君） いや、意見があります。

○委員長（小田百合子君） この中身については、詮索……。

○委員（原田素代君） いやいや、だから、その評価について。いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 求めたけど出してもらえなかった、はい、終わりますじゃないと思うんです。もう明らかにこの文書は、幾つかの点について、百条委員会に対して大変誠実でない書面であるし、おまけに最後、委員長が盛んにこだわる最後の文書、場合によっては、営業妨害になるので場合によっては訴訟は辞さないなどという文書を書くこと自身、それを百条に出してくる、市長に出すのではなくて百条でその文書を……。

○委員長（小田百合子君） いや、これは……。

○委員（原田素代君） 出してくるわけです。

○委員長（小田百合子君） 議会に出されています。

○委員（原田素代君） うん、議会に出してくる、議会を訴えるわけじゃないのに、議長宛てに出してくる。こういうことも含めて、私はこのエネットの対応について、非常に誠実さを感じないし、悪意を感じるということは、申し添えておきます。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

はい。

○委員（治徳義明君） 先ほど文書を読まれた、議事録に残るんでしょうけども、最初の「市及び議員」と読まれるところを「職員」と読まれたと思うんで、残るんで、ちょっと訂正されとったほうがいいと思う、大事な、職員さんに充てたんかみたいなお話になってしまうので。

○委員長（小田百合子君） そうでした。

○副委員長（佐々木雄司君） あ、そのとおり。そうです、そうです。

後でと思って流しましたけども。

○委員（治徳義明君） 訂正をされたほうがいいと思いますけど。

○委員長（小田百合子君） じゃあ、その部分は訂正をお願いします。議事録の訂正です。

○委員（北川勝義君） 委員長、ええですか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 初めから僕はこんなんやる必要ねえし、もう何かようわからん、犯人

捜しをしょんか、あら探しをしょんかわからんけど、協議会じゃからあえて言わせてもらう。

これが出てきて……。

○委員長（小田百合子君） まだ協議会になってないです。

○委員（北川勝義君） なってなかった、失礼。

○委員長（小田百合子君） 残ります。

○委員（北川勝義君） ちょっ、ちょっと、削除してから、もう一遍最初から言います。

○委員長（小田百合子君） はい、はい。

○委員（北川勝義君） 百条委員会に出てきて、百条が先ほど言うたように……。

○委員長（小田百合子君） マイクは入れてください、はい。

○委員（北川勝義君） 百条委員会が設置したときに、考え方で、さっきも言いましたけど、執行権の介入になるようなところもあるし、せえからやらにやおえんところもあるかもしれんし、せえいろいろあって、委員長は初めから百条を設置したときも、何回目かのときです、言われたんが、覚えとんが、決して告発しようとか、そういう気持ちを持ってやっとなじゃねえと言われて、建設的なほうへ進むのかなと思うたり、進まんののかなと思うたりいろいろ考えてみよったら、この中で今、この文書がエネットさんから送って、このけえぐらいのことは書いてくると思うた、僕は。僕が会社じゃって、うちも関係、会社ようけしょうります。こんなこと書いたら、うちじゃったらすぐ訴えます、告発、もう目じゃねえです、勝とう、負けようと。

それから、今言うのは、見識の水谷先生のことをどうこうは言いませんが、先生から言うた、ちょっと聞き方が悪かった、これ書いとんのは、議長さんに回答書、議長が出しとるけん、議長に回答書が来たと思うとって、この今みんながちょっと勘違いしとん。僕は、僕の知った弁護士がおられるんで聞いたら、これは損害賠償になった場合は、最後に書かれとる、これいたずらにというんが、いたずらじゃのうても、わからんですけど、来た場合には、損害賠償したときは、損害賠償請求はできると、これは契約しとる赤磐市へ来ると。赤磐市が、今度赤磐市がその中で、今度は当然赤磐市が損害というたら、住民も皆、100人の住民、まあ4万5,000、100人の住民が100%の人が、いや、損害賠償したけどよろしい、市が払うときゃよろしいというて、これ何も言わなんだら問題ありません。

しかし、市のほうへ監査請求じゃないですけど、これは赤磐市議会が百条を設置したんで、赤磐市議会へ求めるべきだというたら、赤磐市議会のほうへ市のほうが求めるようになると思っています。そうなったときには、市と赤磐市議会が裁判せにやおえんようなこと、負けたら赤磐市議会は市に払わにやいけません。せえ市が払うたら、市議会も市議会だけでいうたら、全員あったら、百条賛成した者と百条した者、私も百条委員会のメンバーじゃわな、メンバーに払え言われるんか、そこらは、僕の聞いたとこじゃあ、そういう流れがありますというのは言われました。

せえで、僕は今委員長が言われた、これは伝承は嫌えなから、伝承、話した、聞いたことだ

けで話して、名前言えというたら、どなたじゃ言うんならまあはっきり言います。その責任まで持つんかという話まで聞いたら、そうなるというんが、これが一般論のあれですと、やり方についてどうこう、長引かせるとかという言い方があるけえどんなんならというて、長引かせるとかという、そういう言い方でどうこうとるんじゃのうて、あるんじゃねえかということはあるんじゃねえかというて、もしそういうことがあったときに。

いやいや、初めからこれが、このけえのことがわかつたんで、これわかって出したんじゃったら、さっきこのような回答じゃのうて、もっとびちっと誠意ある回答をもらうとか、もらい方がちょっと、委員長激怒しとって、どなたが、エネットが書いた、どっかわからんという、もう印鑑までついたん、エネットじゃと僕は信じとんじゃけど、こけえ書くんじゃたら、もうちょっとにわつとして、長引かさんようによろしゅうお願いしますぐらい書いとりゃあまた違うたんが、こういうことを書いたら何か逆なでしゅうるような、僕もちょっと逆なでじゃという気持ちにちょっととつとんです。やるんじゃたら、初めからすりゃあよろしいかなというて、今さら言わんでもということを書いたかつたんで。

それで、ただこれが、僕はどうこうじゃ、こういう性格じゃけえはっきり是々非々のことを僕は言わにゃあおえん性格、上手を、こっちの味方とかあっちの味方をするんじゃのうて、僕はこれが出てきた、百条を設置したんじゃたら、百条の趣旨をつけてあげにゃいけんと思よんです。趣旨をつけずに、どうせこの文書のこれが出たから、前も委員長に言うたことありますわな、今度は取調室で会おうというたら、おどしにゃ屈しませんというて休憩中じゃけど僕と話ししようたことありますが、昔。

それと同じ、こういうことを書かれたら、何かおどしのような、ちょっとおどしみてえにとられる、おどしじゃねんじゃろうけどそう、何とどうそう受けたりするんで、僕はこれは初めから言よる、百条委員会を設置すべきじゃあねえという、執行権の介入じゃと思うたんじゃけど、こういうことが書いたら、やっぱりびちつとして、委員長がもう告発する気、もうありませんと、そういうつもりじゃないです、解明したいだけですよと言うた、何回目かに言われたから、僕はそれに同感したというんが、お互いに行き過ぎじゃったとか、間違うたとかというのをやりゃあええんじゃねえかと思う。何らか片をつけなんたら、これでしたら、このことでやめたんじゃとか、せんのじゃとか、何かせえ、文書がこういう持っていき方じゃのうて、もうちょい優しいというんかな、何とぞ御容赦ください、出せませんかというたら、ああ、そうかというて何か思うんじゃが、何か挑戦的なかな、ちょっと今そう思うたん、私の考えです。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副議長（岡崎達義君） 今は、北川委員が言われたように百条委員会というのは調査をする委員会ですよね。

○委員（北川勝義君） 捜査じゃねえわな。

○副議長（岡崎達義君） ええ、事務調査をする委員会ですから、しかも地方自治法109条だったかな、109条では特別委員会というのは、付託された議案について審議するようになってるんです。ですから、5項目ある中のことだけを審議すればいいんであって、それ以上のことを審議する必要がないと思うんです。

私もう、私独自に、事務局も手伝ってもらってちょっと調べたんです、5項目について。5項目、ほとんどもう終わってるんですよ。ですから、この際ですから、もう委員会を収束してほしいと思うんです。

その件に関して、私資料つくってますので、これをぜひ皆さんに読んでもらって、検討していただきたいと思うんです。もうきょうじゅうに収束していただいて、きょう結論出していただきたいというふうに思ってます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） あの……。

○委員（北川勝義君） ちょっ、ちょっとその前に、今、僕のを先に。

○委員長（小田百合子君） 北川委員が言われてたことと、ちょっと。

○委員（北川勝義君） 委員長、済いません、ちょっ、ちょっと言わせて、ちょっ、ちょっ、いいですか。

○委員長（小田百合子君） 余りにも正反対ですからね。

○委員（北川勝義君） ちょっといいですか、ちょっと。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 今岡崎副議長が言われたこともようわからんこと、わかるんじゃけど、前から僕らあ言ようることに同じなんじゃけど。ただ、今これについて、今委員長が、これ出せませんでしたということをやっとるけん、議題がそれじゃあけえ、そのことを片づけようや。そうせなんだら、僕も、僕はそれにかんで言ようたから、ちょっと今度は全体のことになったから。

○委員長（小田百合子君） そうですね。

○委員（北川勝義君） それをしてから、せえ、ただ……。

○副議長（岡崎達義君） これはもうこれでいいんじゃないですか。

○委員（北川勝義君） 委員長、ちょっと僕がちょっと心配なかったんが、委員長を疑よんじゃねんです、疑うとかそういうなんじゃ、副委員長を。水谷先生が問題ならんでしようというて言うのは、どこをされたときにならん言うたんじゃろうか、百条委員会ととっとなんじゃろうか、赤磐市議会、そこんところをちょっと、もしわかったらですけど。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） わかったらでええです。

○副委員長（佐々木雄司君） そのときのやりとりを聞いていただいたらわかっていただけるのではないかと思います。私が水谷先生のほうに確認をさせていただいたのは、百条委員会として確認しておりますので、百条委員会は法律に基づいて設置されているものですからというような、そういういきさつであります。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） ほんな、僕も聞いた先生というのは、百条のことじゃのうて、市へ来る言うたんと、市とはまた、百条には来んということで考えてええですな。

○委員長（小田百合子君） 別のものですね。

○委員（北川勝義君） はい、わかりました。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） ただ、つけ加えてこれ私見なんです。我々百条委員会が、この委員会の権限から逸脱する、あるいは、今岡崎委員のほうで御指摘いただいた109条の議案外のことをする、そういったことで誰かに損害を与えた場合は、それは当然ながらこの百条委員会がその逸脱した部分に関してどうなんだという御批判、御指摘を受けるというのはあると思います。ただ、我々がこの百条委員会の中で行っていること、権限の中で行っていることについては、法律の根拠に基づいてやっていることですから、その法律を裁くことはできなと。できるのであれば、衆議院なり参議院なりの、これは私の私見ですけども、法務委員会あたりで法律の根拠、法益についてしっかり御議論いただいて法改正という形になるんだらうと、こういったぐあいに私は思っておりますけども。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと先ほどの追加。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 私はもう先ほどの書類はもうこれで完結してると思いますので、もう審議する必要はないと思います。

それと、先ほどの109条の件なんですけど、109条の4項に特別委員会は議会の議決により付議された事件を審査するという形になってますので、5項目以外のことについていろいろなこと広がってってますけど、それはもう審議する必要はないと思ってるんです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 岡崎委員は、どうもこの5項目が膨らんでいるという御理解ですけど、水谷弁護士が入って、正副委員長が十分検討しながら、かなり石橋をたたいて進めてきたと私は理解してます。私の発言はかなり訂正されましたし。だから、そこは岡崎委員がおっしゃるような逸脱した、もしくは自治法に踏み出したようなやりとりは、私はこの間していない

と思っていますが、委員長、どう思われますか。

○委員長（小田百合子君） ちょっとお待ちください。

そういうふうになって……。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。もうこうなりますと、協議会に切りかえてさせていただきたいと思いますので。

○委員（治徳義明君） いや、これの件でちょっと確認です。

○委員長（小田百合子君） まだですか、はい。

○委員（治徳義明君） この請求書に対して、文書で回答したんであったんで、通常考えれば、金谷議長宛てで、議長さんが出されとるということで、例えば確認とか、そういうことがエネット社からあったんか、なかったんか、その確認だけをさせてください。

○委員長（小田百合子君） え、ちょっと意味がわからない。

○委員（治徳義明君） 請求に対して、文書で請求されて、文書で回答が来てるんですけども、通常普通に考えれば、これはどういうことですかとかというふうな形で連絡があったかどうか、その確認だけさせて、エネット社のほうから。

○委員長（小田百合子君） 委員会や議会に対してはないですよ。

○委員（治徳義明君） いや、金谷議長が出されてるんで、議長に対してこれはどういうことでしょうかとか……。

○委員長（小田百合子君） 金谷議長に問い合わせはあったかどうかということですね。

○委員（治徳義明君） うん、あったかどうか、その確認だけ。

○委員長（小田百合子君） いや、それは議長でないかわかりませんが、私には確認がありませんでしたから。

○委員（治徳義明君） 議長、受けられとる、事務局。

○委員長（小田百合子君） 事務局、なかったですか。

なかったそうです。

議長にはなかったですか。

○議長（金谷文則君） お答えしてよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） それだけお願いします。

○議長（金谷文則君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○議長（金谷文則君） 私は、何も聞いておりません。

○委員長（小田百合子君） エネットからの問い合わせはなかったということです、はい。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） もうやめようと思うんじゃないけど、やめようと思うというのが、発言を控えようと思うんじゃないけど、これだけエネットさんというのが重要視されとんでしょ。

○委員長（小田百合子君） いや、もうこれやめましようと言ってるんですよ、岡崎さんも、原田さんも、治徳さんも、そういうことをおっしゃってるんです。

○委員（北川勝義君） やめましよう、これを。

○委員長（小田百合子君） いや、これの、要するに回答書については、これで。

○委員（北川勝義君） じゃあから、今言いたかったんが、何が言いたかったというたら、資格審査にせえ、百条にせえ、決まったことで逸脱したことをし過ぎじゃあということと言いたかったわけじゃ。せえでこりゃあ、じゃあからそういうことがあるから、やっぱりわからん、向こうも、僕は向こうの気持ちはわからんけど、これ書いてきとんの今赤鉛筆で引きょうたん、議長のほうへもそういうのはなかった、事務局のほうへもなかった、電話の確認も改めてなかったということは、治徳さんが言うた、なかったということは、もううちはこれで、これ以上のことは出ませんよみたいな結論を言うたんじゃねえかと思うて、僕ちょっと、おかしいこと言よんじゃねえで、言うたんで、このことについてはもう、再度これへ求めるとか、どうこうするんで、それは百条でやりたかった、求めて参考人でも呼びゃあええし、そりゃもうこれでせんものじゃたらせんということで、これでもう片をつけりゃあええんじゃねえかなというのをはっきり、その次のことはまた別の話。

○委員長（小田百合子君） 北川委員、この回答書のことは……。

○委員（北川勝義君） いや、違う、回答……。

○委員長（小田百合子君） もうエネットとけんかする気は全くないわけですから、この百条委員会としては。

○委員（北川勝義君） ねえんじゃたら出す必要はなかったんじゃ。

○委員長（小田百合子君） だから、こういうものが来ておりますと、委員会として求めたものに対してこういう回答が来てますと、皆さんに。

○委員（北川勝義君） だから、僕の言よんのは、岡崎委員が言われたことの話はまた次の段階の話じゃから、とりあえずこのエネットに出しても、僕は出しても、これ以上の回答やこう来りゃあへんと思うたし、何か見たら、これ訴訟しますよ、法的措置をとりますよというのは、これはもうこっちがけんかを売つとるけえ、けんかを売られたぐらいのことになつとると思うんじゃ、これがよろしくお願いいたしますというんじゃたら、また違うと思うんじゃけど、そんなとけえ何ぼしても、これはキャッチボールするんじゃ、キャッチボールにならんと思うんじゃ。じゃあから、もうこれが、これ以上のことは出てこんと思うんじゃ。せえから、これ以上の秘密もねえと思うし、せえ今、せえ僕もちょっとほかのところで聞いたりしたら、映画つくったところにしたら、やっぱり予算書やこうは見てもらうとかというて、そんなやりょうて、こういう紛争のような状態じゃあな、なったら絶対出さんですよ、この予算書やこう

変わってきたりするから、そこらがあるんで、ぜひこのことについてはもう終結して、次のことすんじやったら次のことをしていただきてえと僕は思うとんじや。

○委員長（小田百合子君） そう言うております。

○委員（北川勝義君） これも、いやいや、違う違う、さっき言よったん、違う。そういうんじやのうて、副議長も、せえから原田さんも言ようたときには、何かもう次のことの話になった、こういうように両方入りようたから、原田さんはここに入っとるし、また次も入っとるし、またあったから、ちょっと今こっただけ済ませていってほしいということを言いたかったんです。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（岡崎達義君） 次の段階、よろしい、次の段階。今済みましたね、もう。

○委員（北川勝義君） いや、委員長言わにゃあおえん。

○委員長（小田百合子君） いいですね。

では、この回答書については、もうこれまでとします。

はい、その他に。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（小田百合子君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 先ほども言いましたように、私ちょっと5項目について調べてきました、今までの、どれぐらい調査が進んだか。結局、ほとんどもう調査終わってるんです、いろいろな証言とか、証人の証言とかによりますと。それを私まとめてますので、ちょっと暫時休憩いただいて、それからこれを皆さんに配っていただいて、読んでいただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そういう資料はあらかじめいただかないと、この場で急に読んでどうのこうのはできませんから。きょう、次回につなげていただかないと、私は判断できません。

○委員長（小田百合子君） わかりました、とりあえず暫時休憩にします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（小田百合子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

岡崎委員から出された資料についての説明を求めます。

○委員（北川勝義君） 読んでもうてくれえ、読んでもうてえ。

○副議長（岡崎達義君） 読みますよ。

○委員（北川勝義君） 時間かかるから。事務局でもどっか読んで。

○副議長（岡崎達義君） 私読みますわ。

映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会、各調査事項について、現在までに明らかになっていること。

(1)赤磐市、株式会社エネット及び株式会社松竹撮影所間の平成26年6月2日付の協定書の締結経緯。ここから、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)は決議事項です。それで、決議事項に沿って調査できたことを羅列しております。

それから、先に言いますが、①、②、③、④という、⑧までありますが、これは各資料のところです。いろいろと今までに出てきた証言の参考のために、黄色のあれと丸で囲ってます。

○委員（北川勝義君） ちょっと読んでもうてん、順番に。

○副議長（岡崎達義君） はい、読みます。読みます、読みます。

締結経緯です。

①市の常勤医師が退職することになり、医師確保のために協力依頼をする中で、市長がオオシマ氏と知り合った。オオシマ氏から市のPRに役立つかもしれないということで、松竹撮影所の北川社長を紹介してもらった。

②平成26年3月末に北川社長と会い、特産物をテーマとした映画製作をしているという話になり、赤磐市でロケを考えてほしいとお願いしたのが始まりである。

③5月2日に松竹撮影所が来庁し、映画の大枠、協力方法について協議した。5月12日に総務文教常任委員会（協議会）で映画製作に協力することについて説明した。

5月19日、「種まく旅人」シリーズ1作目の舞台となった大分県臼杵市に職員を派遣し、経過や協力体制、負担金等について調査した。その後、松竹撮影所と調整を行った。

④6月2日の議会全員協議会において、市が実行委員会を設置し、5,000万円程度の協賛を募ること、そのうちの540万円を、赤磐市をロケ地としたシナリオを書く費用として6月補正予算に計上していること、この日の15時から協力について協定書を松竹撮影所と締結し、その後記者発表すると報告した。このことは、平成28年1月25日に証人として出席した元職員も証言した。

(2)、2番目の協議事項です。赤磐市、株式会社エネット及び株式会社松竹撮影所間の平成26年6月2日付の映画製作に係る製作協力に関する覚書の締結経緯。

⑤協定書第2条に規定する製作協力について、製作協賛金の金額などを具体的に規定した覚書を締結した。市が映画製作協力実行委員会を組織し、実行委員会は製作協賛金として5,400万円を収集し、エネットに支払う。5,400万円のうち、市が支払う540万円は、議会の補正予算可決を条件に負担するということを規定している。協定書、覚書については、6月補正予算の議決を待って締結することを基本にしたかったが、映画会社に7月の桃の収穫期、最盛期を迎える赤磐市の全体を見てもらい、映画の準備に入ってもらいたいため、6月当初に締結した。覚書2の締結経緯は、赤磐市として協賛金が集まらなかった場合に、今以上の負担が要るのではないかという懸念を払拭する意味でも、赤磐市としては540万円以上の負担はありま

せんということを明文化するために覚書2を締結した。平成28年1月25日、原田証人の証言。

(3)映画製作のための協賛会社の募集、協賛金の収集及び管理の現状。

⑥平成27年7月16日に覚書2を締結した。覚書には、実行委員会が集める協賛金に不足が生じた場合に、株式会社松竹撮影所及び株式会社エネットが集める協賛金の中から補填することを明記したものである。

⑦税務署と協議の結果、協賛金を実行委員会に支払った場合には、広告宣伝費としての経費処理が認められないことから、協賛会社から株式会社エネットに直接支払われている。協賛金については、映画の趣旨を説明し、この映画を市制施行10周年記念事業の柱に沿えたいということから、協賛してもらえるものならお願いしたいということで依頼しており、強制的に寄附を割り当てていないと、証人として出席した副市長が証言した。

協賛金の管理の状況については、協賛金が協賛会社から株式会社エネットに直接支払われているため、赤磐市が関与する立場にはない。

(4)協賛金の収集及び管理を行っている本市職員と協賛会社に本市の指名業者が含まれていることの有無。有とすれば、その数、会社名、協賛金の額等。

市長、副市長が協賛のお願いに行ったが、副市長は指名業者のところには行っていない（事業者に協賛金の依頼に行ったが、どちらも指名業者ではない。28年1月25日の副市長の証言。）

昨年12月22日の時点で協賛会社は18社で、指名業者かどうかは不明。そのうち3社が赤磐市内の企業である。みのる産業株式会社、西山企業グループ、アルム株式会社。18社のうち、4社は今の時点で会社名を公表することに同意いただけていない。（上記3社以外は市外業者であり、会社名も指名業者であるかないか、本調査項目にはかかわりがない。）

協賛金の額は、協賛会社から直接株式会社エネットに支払われるため不明。（参考資料は、エネットからの回答書。）

(5)その他、市、映画の管理監督者並びにその責任に関すること。

管理監督は、協定締結の責任者として記名捺印している市長である。その責任に関する事項は、協定書及び覚書1に記載しているとおりである。

ここまでの調査の結果です。ほいで、米印で、先ほども言いましたように、現在までに明らかになっていることのうち、①から⑧までは別添資料の会議録に下線と番号を付し、引用番号を明らかにしているものである。よって、27年度9月議会において決議された事項の調査は全て終了しているものと言えるのではないかと思います。

その他、法、条例、規則に抵触するかどうかの問題について、いろいろ問題になってきました地方財政法4条の5についても、寄附金を強制的に徴収したような証拠がないことは、市長の参考人聴取及び各証人からの聴取によって明らかであります。また、副市長の協賛金のお願いに行った行為が職員倫理規則に反するかどうかについても、副市長は一般職員でもないし、こ

これは規則第2条1項、その行為は4条8項にも5条1項にも当てはまらない。添付資料を参照してください。

以下は、地方財政法、地方自治法109条など、それから赤磐市職員倫理規程などを添えて資料としております。

以上です。ですから、ぜひきょうで打ち切っていただきたいという決議をしていただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 意見言っていていいですか。どうします、議論します。

○委員長（小田百合子君） これは、岡崎委員からの提案ですから、議論というよりかは…

…。

○副議長（岡崎達義君） 賛否をとっていただければと思います。

○委員（原田素代君） いや、そういう問題じゃないです。

○委員長（小田百合子君） きょうで終了するというこの賛否をとれということですか。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（小田百合子君） それは、余りにもむちゃじゃないですか。

○委員（北川勝義君） ちょっと。

○委員長（小田百合子君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 個人、個人言わずに、ええげえに委員長が言われるんかわからん、個人、個人、わかるようにちょっと言うてもらうようにしてください。

○委員長（小田百合子君） じゃあ、意見を求めます。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 賛否を求めるっていう提案の仕方が、本来通常じゃありません。

それから、岡崎さんは副議長というお立場でありながら、本来この委員会は正副委員長に基本的には主導権を一任して進めるという申し合わせがあり、6月までには結論を出そうと進めているにもかかわらず、なぜきょう突然、何の皆さんに議論の場もなく、採決をとれなどという、こんな乱暴なことを副議長がおっしゃっちゃいけません。これは、始まったばかりのときに、もう幕を引きましょうといった治徳さんの発言と同じぐらい非常識な発言だと私は思います。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（小田百合子君） やり合いますか、どうぞ。

○委員（治徳義明君） いやいや、非常識ではないと思ってます。と申しますのが、百条委員会というのはもう非常に重要な委員会でありまして、5項目で賛否をとられて、5項目されたんですけども、やっぱり皆さん思われとるように、協賛金の問題であるとか、地方財政法の4の5に抵触するんじゃないかとか、そういうことが非常に重要だったんですけども、市長の

お話、参考人のお話で、そういうことはもう全てクリアをされてまして、あとの項目につきましては、本来の議会の一般質問であるとか質疑なんかで、もうしっかり議論されていることだと思いますんで、私はもう収束に向かってやるべきだと、こういうふうに、すぐやめてください言うた覚えもないんですけども、収束に向かうべきだと言うただけで、私はそういうことで、ちょっと非常識ではないと思ってますんで、そのことだけ言って、その上で、今の岡崎副議長さんのお話、僕は賛成です、はい。そのことだけ申し上げておきます。

○委員長（小田百合子君） きょう終了することに賛成するとおっしゃるんですね。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員（原田素代君） いや、採決するかどうかの問題。

○委員長（小田百合子君） いや……。

○委員（北川勝義君） ちょっと、ちょっと、ちょっと、ちょっと、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） ちょっと待って、今度は委員長、とめんようにしてえて、今。途中でとめられたら忘れるんで、今ちょっと、その前のときに思ようたときに、暫時休憩する前に思ようたんです、トイレ行きたかったのもあったんですけど、要らん、削除してください、要らんの。

言われとることがわからんことはねえ、僕はもう初めから執行権の介入に近えんじゃねえかと思うたり、それから傍聴の下山議員が言ようた、ボタンのかけ違いじゃねえかというのを、そりゃ何ぼかあると思うて、それはそれでわかった上で、個人的には反対であろうと、議会で決まったことは議決してから、百条というのは伝家の宝刀を抜いとんじゃから、やっぱりおさめる、手を上げとる、どこへおろすかというの必要なことがあるんじゃねえかというのもあるんで、百条もやってきて、絶えず言うてきたが、反対されたりいろいろあってきとんですけど、資格審査もしかりですけど、その資格審査やこう比べもんになる話じゃねえから、レベル的な話をしたら。これはやっぱりこれをして、肝心なことを言うたら、百条委員会の、簡単に言やあ、この中におる人は簡単に考えてねえと思うけど、考えとる人は百条委員会のことで死を、死のうとも思ようる人もおられたことも現実なんですよ。結果的には全部赤磐市が、百条負けました、損害賠償も、そういうこともあるんですよ。だから、簡単に考えてやるべきじゃねえと思うたんじゃけど。

せえで、先ほど岡崎委員が5項目のことをやれえというのは、これは5項目のこと以外やるのは、はっきり言うて不謹慎じゃと思うとんで、そりゃあええと思うんですが、関連がある、関連がある言い出したら、大風が吹きゃあおけ屋の問題も出てくるんで、そこはちょっと行き過ぎじゃねえかというのがあるんですけど。先ほどのエネットのが、もうこれでええんじゃねえか、求めないということを議決、議決じゃねえ、この委員会で決まったんじゃから、エネットがどうこじゃねんですけど、もしほかのこって求めにやえんことがあるんじゃたら、5項

目の中でやりやあええと思うんじゃけえ。

せえ、さっき聞きようりゃあ、そうねんじゃねん、いろいろなことで個人的に聞きゃあ、同じ、前回のときも保田委員が言うてねえというて、言うとするというて、本当言うとするん、僕も聞いたから、委員さんが聞き間違いのことが、自分の思いだけで言われたりしょうることもあるんで、僕もそうですけど、あると思うんで。やっぱり僕は、別にこれ落としどころが大事なんじゃねえかと思うて、ただ一つ、岡崎副議長が言われたの、副議長が絶えず言ようたこともあるんじゃけど、言われようた、毎回言われようたけども、ちょっと遅きに失したぐれえ、この文書もうちょっと早う出しゃあもつとえかったんじゃねえかなと思うて。ただ、私がきょう、私がこのことを取り下げて、取り下げるというんが、やるというのは賛成なんじゃけど、取り下げるか、どういう取り下げ方をするんかというのが大事なと思うて、記者発表していろいろあることの。

それから、今言うたら、委員長のほうより、委員会のほうで、この委員会で決まっとるでしょう。この3月18日の本会議場で中間報告しますというて決めとるでしょう、これ。中間報告になっとるでしょう、たしか言うた思います。せえ、それ、この中間報告が、そりゃじゃから落とし方の話なんですけど、ただそれを我々だけが、百条委員会しとる人が、落とし方はどう、やり方ですけど、百条の18日が、まだもう一月ぐらいある18日じゃったら、まあもう一回しましよや、委員長というて練れたりできるんじゃけど。

僕は今言う、きょうそのこと、内容的には言わりようとおりで、このことを言われたことに大賛成なんです。大賛成というたらおかしいけど、賛成なんです。もうこれ以上やる必要はねえと思う。しかしながら、落としどころということがあったりして、中間報告のことがあったら、ここできょう賛否を問えというけど、その賛否を問えというたことの意図をもう一度岡崎委員さんに聞きてえんじゃ、この賛否、簡単に。せえ、賛否をここで求めるんかというて原田さんがさっき質問したこつてす。

委員長もこれ、失礼、原田委員が早目に配ってってくれえ言いましたわな、目を通さにゃ。僕はこれあえて読んでくれえというて言うたが。やっぱり賛否を問うというたら、せえ僕は、これが賛否を問うんが、僕の考えですよ、ようわからん、もう任せとんじゃけえええと思うんじゃけど、この百条委員会じゃから、百条委員会が賛否を問うだけでえんかなと思うて思よんじゃけど。

これは議会の中で10対6じゃかったかな、たしか議決されて、10人の議員さんがおって、はっきり言わせてもろうたら、この中でこれ賛成してなかったんは治徳委員と僕と、議長は参加してねえから2人で、あとの4人の方は反対じゃったわな。せえここで言うたら、単純に言うたら5人、傍聴6、7で、あと3人の方がおりますわな、賛成しとった方が。やっぱり議会での尊重があるけえ、そこら辺どういふふうに持っていけるんかという。

この内容的にはようわかるんで、どうしてきょう早急に、できるんじゃったらもっと前のと

きにやってくれりゃあまだやりやすかったんじゃないけど、と今そう思うて。ここへ見たら、きょうは次回の予定が3月29日、4月8日、4月22日、僕も予定表に書いとんですよ。入れとんじゃけど、どうしてきょう早急ので、このエネットからの文書がそうか、そうじゃなかったらもっと早う出してもらやあえかったんかもしれん、ちょっと思うて、ちょっとそこのとこを。僕は、この内容はええと思うとんです、内容自体は。じゃけ、きょう審議がどうしてもやらにゃおえんから、どんなかなあということがちょっと聞きてえんで。

せえで、最後、最後、それでというたら、もう百条は終わるんじゃないという風評が流れとんのもあります。風評が、風評しか言いません、今はな。前じゃったら誰なあというて、僕の性格じゃけえ、誰が言うたか聞いてくださいというて言いてえんじゃけど、それは風評で、そういうなんが流れとるということが、やっぱり僕はちょっと、悪いたあ言よんじゃねんじゃけど、ええげになっていくことに流れるのはええと思うんじゃないけど、流し方がどんなかなと思うて、ちょっとわかれば、ちょっとそこも合わせて、風評のことはよう知つとる、岡崎さんじゃねえけん。

○委員長（小田百合子君） これは……。

○委員（北川勝義君） 説明だけ。

○委員長（小田百合子君） 岡崎委員に今質問された部分を答えていただきます。

○委員（北川勝義君） はい、それだけでええです。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○委員（北川勝義君） きょう審議しようというた意味のこと。

○委員長（小田百合子君） なぜきょうなのかということ。

○副議長（岡崎達義君） なぜきょうなのかというのは、私前々からずうっとこれはもう思ってたんです。だから、ほかの人にももうそろそろ全部終了したから、どうなんだろうかと。ここの委員の皆さんにも、昴の会のメンバーの方にも、もう5項目のうち4項目はもうほとんどわかってるじゃないですかと、今までもうきちっと証言によって確認ができてるじゃないですかと、あと5項目めがただ曖昧なだけじゃなかったんですかと。

で、よく調べてみたら、5項目めはもう責任者というのは市長しかいないということで、協定書にも覚書にも全部市長の印が押して、市長が記名して印を押してる以上は、もう市長の責任、それ以外にもうないということがわかったんで、もう突然ではあったんですけど、もうきょうで終了していただきたいというふうに考えました。

ほで、皆さんには突然のことで戸惑われたかもわかりませんが、私百条委員会自体を立ち上げることに賛成しました。これは、議会の正常な行動としていろいろ不明な点があれば、百条委員会で調査するということがやぶさかではない思ってます。ですけど、いたずらに長く、長く、ここもわからない、あれもわからない、これも調べたい、あれも調べたいっていうように、調べるようには百条委員会は特別委員会ですからなってません。あくまで5項目の

中でわからないところを調べるといふことで、もう既にいろいろな証言の中からこの5項目の調査結果は出てると思っています。ですから、きょう突然で申しわけなかったんですけど、こういう形で皆さんの終了の議決をいただきたいなというふうに思ったわけです。

先ほど北川委員が言われましたけども、中間報告云々という話がありましたけど、これは確かに中間報告をするということを議運で決めてますので、申しわけないけど議運でもう一度開いていただいて、最終報告をするという形になるんじゃないかなと、私はそういうふうに思っています。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員（北川勝義君） ちよっ、ちよっ、ちよっ、ちよっ、先。

○委員長（小田百合子君） その前に、私も一言コメントさせていただきます。

私は、きょうこちらに来て初めてそういうことを知りまして、しかもこういう文書が、しっかりしたものが準備されております。その間に、なぜ私に一言相談がなかったのか、議長も何にも知らないといつて席に着かれました。

○副議長（岡崎達義君） いや、ちょっと待って。

○委員長（小田百合子君） はい、そうですかというわけにはなかなかいかないですね。

○副議長（岡崎達義君） いや、ちょっと待ってください、私、よろしいですか。

○委員長（小田百合子君） 当ててません。

○委員（北川勝義君） ちょっとええですか、今原田さんの言う前、さっきの質問の内容で。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 前へ返ってもらう。岡崎委員、ようわかりました、その言よることは。ただ、僕は初めから言よる、僕がこういうことを言うたら、僕は反対しようんでもねえ、岡崎委員の言うことへ賛成というのものもあるんじゃないけど、ただ、言葉は悪いから、大学も中退、帰つとるから、わからんから、頭悪いから。手を上げたらおろすところをどっか必要じゃねえかというのを言いたかったんで。

僕は最初じゃあから、さっきのとき言うたの、別に小田さんの、小田委員長、佐々木副委員長の味方しようという気持ちもねんです。ただ、小田委員長が、何が何でも告訴をしようとか、そういう気持ちは一切持っておりませんと、解明したいということがあって、皆そのような、ちょっと言い方は違う、やっちゃろうというんもおろうけど、そうじゃのうて、解明がもとじゃねえかと思うて、さっき傍聴、下山さんが言うたボタンのかけ違いから始まったんじゃないかというんも、それも一つの、あるんじゃないかとかわかつとんですけど。

それが、今内容的には、それは早う終結してえというのはわかつたん。ただ、そのおろし方のことがあるんで、やっぱりそうせなんだら、例えば小田委員長がどうしても告発せにやおえんのじゃ、告発へ持っていきよんじゃというんじゃつたら、またありますが。そうじゃねえ、

そういうこと、悪かったらせにゃおえんのんで、そういうことがあつたりすんで。せえで、議長としても、議長今ここへおられるけど、議長がもし議会として、金品をどうのこうのというんがわかつたりしたら、議会議長として、赤磐市議会議長として告発せにゃおえん義務がありますが、そのええ、悪いは別で。じゃけ、そこら辺のことをどうするか、おろすのはええとしても、おろし方を。

せえから18日、議運をせえというて、簡単に議運をしてやってもらわにゃおえんけど、まあこれはもうみんなで決まった、議運をせにゃおえんというんじゃけど、その簡単な、きょうは僕は、こういうことも出るかと思うたんじゃけど、単純なことを言うたら、この間の証言のこの協議会をやるということで、せえきょう何を思うたか知らんけど、山陽新聞と読売新聞さんは傍聴来られとるから、どこでそういうことになったんか。この間のときには、終わったときに傍聴来てもいけんよというて、傍聴に皆さん来ないでくださいというて委員長言われたわな。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 協議会ですからというて言うて。せえのに、遠い、まあいろいろ意図を感じよんのもあるあんじゃけど、えんじゃけど。

僕ただ、重点的に、最重点で言いてえのは、おろすときの、例えばこれをやめましたと、おろしましたと決まって、議会でもおろしましたとなったときに、これは間違うとったとか、えかつたとか、どうするとか、せえからインターネットへ出とるような解明、この百条委員会が出しとる解明が間違うたら、間違うとる、あれはもうこの中では、僕はもう何も言わん、そりゃもう思うたように、委員長、副委員長に任せますと言うたんなら、もう取り合わないという話に、原田さんが言ようた、なつとたわな、そういう話に。そういう話になったんが、今度はそれをまた直さにゃおえんというたりしたら、そりゃ相当数、説明責任も必要じゃねえかと思うて、それがきょう一日でそれがぱつとできて、できるんでしょかねと、こういうのを。せえと落とし方ですな、どっかへ持っていかす、それをちょっと。

全体的な意見について反対とかどうこうというんじやのうて、何か言ようりゃ、何か足を引っ張りようるような気もしようる、引っ張りよんじゃねえんじゃけど、後々のことがあって、どうせこれこんなことになったら、議会報告会はもっと混乱すると思うんですよ。議会報告会のことまでという話じゃねえですけえな、まあ、削除して、今回、と思うたり、そこんことを、委員長、副委員長に、皆さんに、僕はまあ僕としての意見が、意見というたらおかしい、どういとおろし方をするんかなと思うて、それはもう今後話をするんじやというたらそれでもええんですけど。18日でしょう、もう日にちがねえから、そう思うたんですけどね、そこんことちょっと。

○委員長（小田百合子君） 終了すれば、もう委員会を開くことができません。

○委員（北川勝義君） そうでしょう、それ今そう思うて、どんなんかな思うて。

○委員長（小田百合子君） だから、それは無理だと私は思っております。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 議事の進め方を整理していただければと思うんですが、私の認識は、突然この書類を出されて採決まで、終了するかしないかの採決まで求められるというのは、とてもきょうの段階でできる話ではないので、それをどうするかという、この岡崎委員の提案に対して、これをどう扱うかという議論をするのか、まずしなきゃいけないですけど。あとこれ、この見解に対する反論というのは、もちろん山ほどあるんです。だから、そこは別にして議論をしていかないといけないと思うんです。だから、まずこの副議長の立場で、突然朝になってこんな文書で採決しろというような提案をするようにはなっていないというのが私の意見で、だからこの提案の仕方、それから採決を求めたことに対する委員会として採決をよしとするのか、きょうはやめるのか、そこの議論をまず先にしたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと待ってよ。

○委員（北川勝義君） ちょっと委員長、委員長、僕がちょっと1個だけ忘れたん、ちょっと1個ですぐ終わる。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 僕も本会議が終わった日に、岡崎副議長が廊下かどっかで、もう大体済んだけん百条を終わらさなきゃいけなあ、終わらさなきゃあというたらおえんけど、終わるべきじゃろうという意見は聞きました、そのことは。そりゃ今全然聞いてなかったというんじやのうて、それだけは聞いたんで、それだけちょっと今発言しときますんで。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと、副議長が云々かんぬんという話がありましたんで、ちょっと反論させていただきたいと思う。

○委員長（小田百合子君） いいですよ。

○副議長（岡崎達義君） 副議長であっても一委員ですから、一委員としては、そういうことを当然する権利はありますし、それを封鎖するんだったら、副議長の充て職というのは解いていただきたい、当然のことです。

○委員（原田素代君） やめていただいたほうがいいと思います。

○副議長（岡崎達義君） だから、それを……。

○委員長（小田百合子君） そういうふう……。

○副議長（岡崎達義君） できるんだったら、そういうふうにしていただきたいと思う。

○委員長（小田百合子君） 副委員長も意見ありますか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、あります。

○委員長（小田百合子君） はい、佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 岡崎委員は、資料を提示いただいて、だから調査は終わってる

んだと、終わってんだからやる必要ないじゃないかと、こういったぐあいにおっしゃられるんですが、この中で、①から⑧ですか、⑧ですけども、これ目を通させていただいたら、全て執行部、市長以下執行部の方々のお話しになられてる内容ですけども、これをうのみにすると、確認もせずにおっしゃられてるものを確認もせずうのみにされるというようなお話なんですか。

今これから我々がやろうとしているのは、市長あるいは執行部の方々が、いろいろ御説明してくださいました。それに対して、関連資料を取り寄せて、裏づけをして、おっしゃられていることが本当にそのとおりなのか、今道筋というか、それを今探ってる最中だと思うんです。少なくとも、私と委員長のほうは、正副委員長のほうはそういった方針で、そういった考えで進めさせていただいてるつもりなんです。

その中で、具体的にちょっとお尋ねをさせていただくんですが、③、ポチが2つ続きまして、一番最後の部分ですけども、その後松竹撮影所と調整を行ったということなんです。松竹撮影所と調整を行ったというんですが、その調整を行った本人が、どういった内容の調整を行ったのかメモすら存在してない状態で、これをどういったぐあいに調整を行ったということで断定するおつもりなんですか。断定の根拠を知りたいということなんです。同じようなことが多数あります。

○副議長（岡崎達義君） よろしいですか。

○副委員長（佐々木雄司君） ほかのことがたくさんあるんです。

○委員長（小田百合子君） それだけちょっと確認させてもらいましょうか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○副議長（岡崎達義君） よろしいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） これは、友實市長の証言ですから、あくまで証言ですから。しかも、参考人として呼んで、友實市長が誠意を持って答えられたわけでしょうから、それを云々かんぬんと言われること自体がちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

笑いごとじゃないですよ。

○委員（原田素代君） 百条の意味がわかってないんじゃないの。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○副議長（岡崎達義君） あなたこそわかってないんじゃない。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） ちょっと。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 例えば、前回まで、第4回委員会の中で、内田副市長がこのよ

うにおっしゃられてるんです。前回の証言とちょっと食い違う内容があるかと思いますので、今後ちょっとそこらあたりは精査させていただいて、御返事させていただきたいというふうに思っておりますと、これまだお返事いただいてませんよ。ということは、重要な内容についてお尋ねをしていることについて、今記憶を副市長のほうでも考えて、さかのぼってお返事しようと準備されているのに打ち切るのかという問題。あるいは、副市長のほうの認識というようなものもありまして、確かに御指摘のとおりかもしれません、製作についての協力というものも一つあるかと思っておりますということで、協力金関係に関して副市長は求めていらっしゃる、お認めになられてるわけです、認識の違いを。

○副議長（岡崎達義君） いや、反論させていただきますけど、それだったら、なぜ私がこういうふうに書いてくる前に、こういう形を出してくれないんですか。ここまでは調べてますよ、これ以上は調べてないですよ、だからここを調べましょうという形が出てくるのが当然じゃないですか。それを出さずにおって……。

○委員長（小田百合子君） 求められてません、委員会として。

○副議長（岡崎達義君） いや、求められないとしても……。

○委員長（小田百合子君） 委員会として求められたものは全てのところに……。

○副議長（岡崎達義君） 求められなくっても、それは当然委員長、副委員長にお任せしてるんだから、そういうふうにするべきじゃないですか。

○委員長（小田百合子君） アドバイスもなかったまま、ここまで来ております。

○副議長（岡崎達義君） ですから、私が……。

○委員長（小田百合子君） 今さら言われても困るし、きょうで終わらしましょうと言われても、それはなかなか終わるわけにいきません。

○副議長（岡崎達義君） 我々には、全くどこまで調査ができて、どこがわからない、不明な部分かっていうのが全くわからないわけですよ。だから、私はこういうふうにして調べた。調べた結果、こんだけのものがもう調査されてると……。

○委員長（小田百合子君） もう……。

○副議長（岡崎達義君） という事なんです。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） 岡崎委員、ありがとうございます。

まさに今回協議会に切りかえてやりましょうといったのは、まさに今いただいている資料などをみんなで精査をして、どういった項目をこれから調査していきましようかと、今までわかっていることは何ですと、ここまでですとというようなことを、まさにきょうやろうということで、この委員会用意させていただいたふうに思っているんですが、間違っておりますでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） いや、岡崎さんに聞かれたんでしょう。

○副委員長（佐々木雄司君） ああ、そうです、はい。

○委員長（小田百合子君） 間違ってるか……。

○委員（原田素代君） 関連してなんですけど、まあいいです、どうぞ。

○副議長（岡崎達義君） いや、ですから、それをやる前に、ここまではわかってますよ、これ以上のことはわかってませんよ、ほでここがこういうふうにごがあるから証人喚問求めますよとかという、そういうことがちゃんと委員長、副委員長のほうに一任されてるわけですから、そこは調査して、自分たちで事務局といろいろなことを精査した上でやるべきだと思っております。

私は、こういうふうにして、事務局のお手伝いをいただいて、こういう形で、もう大体5項目は調査が終わりましたと、これ以上やってたって、それこそオオシマ氏が誰だとか、それから農水の後援が云々かんぬんという、そういう話がどんどんどんどん広がって行って、全く5項目以外のことを調査することになってしまやあしませんかということです。そういう可能性も今までずっとあったわけですから。

○副委員長（佐々木雄司君） その前から片づけていきましようか。

○委員（原田素代君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） いろいろ御批判をいただいたわけですから、執行に関して、運営に関して。

○委員（原田素代君） 意見です。

○副委員長（佐々木雄司君） ということですよね。御批判ありがとうございますというのを……。

○委員（原田素代君） ちょっと意見を言わせてください。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） いいですか、原田です。

○委員長（小田百合子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私があえて副議長のお立場だと申し上げたのは、今小田委員長がおっしゃったように、そういうふうにしてらっしゃるんならば、当然委員長、副委員長と御相談されてつくられるのが副議長という立場でサポートするお仕事だと私は思うのと、それから今話の中では、友實市長について誰も語られないんだけど、この百条のうたっては、やっぱりさっきも岡崎さんがまさに言ったように、最高責任者である友實市長に対して、私たちがずっとためてきたわけです、この間、友實さんは最後だということなので。要するに、いろいろ整理して準備してるものもあります。市民の皆さんだって、この百条が何を明かすかっていたら、市長がこの全責任を負ってどういうふうにおっしゃるのかというのが一つの山場なわ

けです。市長に対して証人喚問もできないままここで終わるなんていうのは、何の意味もない百条だと私は思ってます。

ですから、まず岡崎さんが、今のようなおっしゃり方をするのであれば、まず正副委員長と御相談されてつくられるのが当然。それから、市長を証人喚問しないままで百条が終わるなんていうのは、これ百条の意味が何もない。そういうふうに私は思います。とにかくきょうは、この採決はやめてください。

○委員（保田 守君） はい、いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 私は、岡崎さんがどうこう思うとったというのは、さっきの北川委員のお話のように、立ち話的に、何日とかというんじゃないけど、聞いたことがあるんで。

私は、それで私の場合、この百条委員会でやらにゃおえんことが、百条委員会の中で私が疑問に思うとったことの部分は、私自身の中で払拭されたので、私一番に思うたのは、映画の最初の段階の紹介者、紹介者が紹介していただいて、どのような形で松竹がやるということになったという経緯、そこら辺のこと、それから副市長が協賛金を集めに行って、そこら辺が強制的なもんであったかどうかという問題点が、あの何人かの方のいろんな参考人に来られとる人のことを聞いてみるのに、まずこれは違反にはならんんじゃないのかなと、まず執行権のある側の人はそりゃあそれでやるんじゃないかなという、必要なことじゃったんじゃないかなとも思います。

○委員長（小田百合子君） だから。

○委員（保田 守君） だから……。

○委員長（小田百合子君） きょう採決することについてどう思われるかも言ってください。

○委員（保田 守君） 突然きょう採決の話聞いたんですけど、私は今そういう考えで、きょうそういうことを言わせてもらおうと思うとったんで、岡崎さんの意見には私は賛成します。もうこの百条委員会は、皆さんとはそりゃあ見解の違いは当然あるのはわかりますけど、百条というのは、私は最後まで・・・どうこうするというもんじゃないと。

○委員長（小田百合子君） その・・・っていう言葉は削除させていただきます、調査ですから。

○委員（保田 守君） だから、きょう採決することに、岡崎さんの意見には賛成します。正直それが、これは別のことかもしれませんが、赤磐市のためにもそのほうがいいんじゃないんかと思います。

○委員長（小田百合子君） ちょうど3月で予定も組んでおりますが、物理的にきょう突然ぶち切るっていうことは難しいんです。その方法も考えなきゃいけないし、対策もとらなきゃいけない、この百条委員会をうったたときから月2回のペースで、6月までには済ませると、その済ませると言ってたのも、報告書までを全て含んでです。ですから、かなり急がなきゃい

けないということはわかっておりましたし、しかし、きょう採決して、これでやめると、そういうふうには言えません。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 委員長の言われようることも、岡崎委員も言われようる、保田さんの言ようることはよう、わけわからんが、1月25日に言ようること、保田さん、支離滅裂な話、いっつも違うことを言よる、まあえんじゃけど。僕は、はっきり保田さん、保田さんを攻撃しよんじゃねえ、後で僕は議事録見たらわかるこっちゃけえ、保田さん聞いてみりゃあええ、僕は初めから、最初のことを繰り返すことはねえ、今言つて。

ただ僕は、さっきから言よんのは、最後の締めをどうするんかというのをやっぱりやってもらわなんだから、これ悪いけど、賛成した10人の議員は、みんなほなおえなんだんかというて言うたら、これ何もなしで終わって、やったというたら、おかしいことになると思うんで、そのところはぴちっとやられとる。せえ、今委員長が言ようた物理的な日にちのことも言われた。

せえ、僕もこれ、あくまでもうわさかもしれんです、僕も職員とも話ししたり、議員とも話して、議長とも、議長が言うたとかという話じゃなし、いろいろなアンテナを持つとるけえ話ししたら、せえから一般の方も言われたりしたら、農水省が推薦しとるということで、推薦はしとらんじゃ、しとらんじゃというて確認したんじゃというたら、たしか、名前は後で削除してください、山陽のサトウさんが、私が確認したんじゃと言わりようた、本人が言わりようた、してねえというて、してねえと。それで、鬼の首をとったようにしてねえ、してねえ、うそじゃ、うそじゃとこういうて、これこういう百条がなかったら、今のところは、まあ協賛してくれて、してくれとると思う、後援してくれとると思うですよ、はっきり言うて。せえで、何か今聞きようてから、もうこれが3月31日までに百条が終結せなんだから、協賛はしてくれん、後援してくれんのんじゃというようなことという話もちらほら聞いて……。

○委員（原田素代君） すごい話。

○委員（北川勝義君） ちらほら聞いて、すごい話とかというんじゃのうて、そういう風評を聞いて、話があったというのも、これはこけえおられる方、何人かもそりゃ聞いとんじゃねえかと思う、そういう話があるというて、僕も議員から直に、議員の名前は言いません、議員からも直に聞きました。聞いたんじゃけど、そりゃもう言いません、誰も名前は、はっきり言うて。僕にそういうことになったら困ろう言うけえ、そうじゃなあという話までしとりますから、僕も思うたんですけど。

別に、これははっきり言うて、こういう圧倒的な、じゃからさっきも、もとへ戻る、エネットの話で、こうじゃのうてよろしく願いしてという文書じゃったら僕はえかったというのを、名指しで言うたら、あんたら、知らん、あんたらじゃない、議員さんに名指しで言うんで、ちょっとそう思うたんが、えろう来とるけん、ちょっと最後までもう言いてえんじゃけど、

そういうことになったら、百条が悪いとか、議員が悪いと言われたら、結果的に転換、こっちへ持ってこられたらたまったもんじゃない、我々も市議員選挙があつて、せえでのうても皆さんは評判よろしいけんええけど、僕らは評判悪いから、危ういとこじゃから落選するかもしれんから、何とか落選せんように頑張らにやいけん、要らん話じゃけど。

そういうこともあつたりしたら、やっぱり落としどころというのをぴちっとしときてえんで、きょうどうしても皆さんが採決しようというようになったらやりやあええし、僕はもう原則的に委員長、副委員長に任しようという気持ちが多いんじゃけど、やってくれりゃ。

ただ、これ今回のことを言うたら、岡崎さんが言うてくりようる、こういうことのとていうて出したら、やり方が悪かった、よかったというて言い出したらもう切りがねえ話で、まあやっただいて、これもえかったんじゃねえかな、本当のことは、もうちょっと前にもろうときゃよかったんじゃねえかというのを、はっきり。せえまあ、委員長、副委員長の相談があつたほうがえかったというのも、せえ当たり前の話なんじゃけど。

そこらが思うた中で、やっぱり職員も命はかけんけど、職員も本音で、もう退職していくときはこれはようねえというて、自分の犠牲になることもはっきり物を言わりようる職員もおられたりするんで、やっぱりやられるんじゃつたら、きょうもしできるんじゃつたら、採決とるならとるとかというふうに、いや、そりゃもうだめじゃと、委員長言わりようることようわかります、とれんと。もし採決とるとしたら、例えば謝罪をするんじゃ、インターネットを直すんじゃとか、謝罪かどうかわからんのです、言ようること、そういうとこまで詰めてなかつたらおえんと思うんと。

せえからもう一つ、これは事務局にお願いして確認してえんですけど、今委員長は、百条は、終結は、もうこれで終わりですというの、これはじゃけえ、特別委員会じゃけえ終わるのはわかる、目的達成したらというのはあるんじゃけど、これ終わった後で何かというの、はできんのんかな、そういうまとめを。もし、もしですよ、きょう終わりましたと、終わりました、きょう終わつたらもうねえというこっちゃから、議会の議決以外はねんじゃけど、中間報告はしませんというて、議運でやりやあよろしいというて言うたら、そしたら議運は諮らにやいけんわな。そのときに、最終報告するとしても、まとめれんでしょう、そのまとめるのが。

せえで、そう思うたときに、事務局に、じゃあから、18日以降に、極端な話したら18日以降でも協議会じゃねえ、ようわからん、わからん。そうせなんだら、どういう内容をまとめて出すというんができませんが。やっぱりここでもある程度して、どういう内容でできて、その次に活かしていくんじゃというんができたら、僕はきょうの採決でもやってもらやあなお。今言うのは、後援がどうのこうのということになりや、僕はまあ一議員として赤磐市のイメージが悪うなって、今これは保田さんが言われた、悪うなってほしゅうねえんでという気持ちもあるんじゃけど、そこんとこ。

ただ、百条委員会だけが悪かつたんじゃ、勇み足じゃつたんじゃねえ、議員だけじゃ、そう

いうなんもあるけど、ただボタンのかけ違いもあったというのは、やっぱりそこも意思疎通のあれも入れてこにゃおえんのじゃねえかなと思うて、痛み分けいうたらおかしいけど、痛み分けちょっとと思うて、そこらが、それをどうされるか、できるんかなというのを事務局にもちょっと確認、どんなんかなと思うたんです。それも踏まえて、もしできるんじやったら。できんのじやったら難しいんじゃねえかなと思うて、今。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。

事務局が答えられないですよ、そういうことに関しては、はい。

○委員（北川勝義君） 答えれんのん。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 確認を。

○委員（北川勝義君） 確認せにゃあ答えれんわけ。

○副議長（岡崎達義君） 先ほどのきょうの結論ですけど、きょう結論出して、きょう最終報告書っていうのは議決せんといけんわけですから、最終報告書というのはいできないんですか。

○委員（北川勝義君） できんと思う。書かにゃあおえんから。

○副議長（岡崎達義君） きょうじゅうについていうわけにいかんのですか。

○委員（原田素代君） 誰がつくるんですか、主体は。

○副議長（岡崎達義君） いや、そらもう事務局につくってもらって承認する以外……。

○委員（原田素代君） 正副委員長がつくるんですよ。

○委員長（小田百合子君） ということになってました。

○委員（原田素代君） 事務局がつくるようになってませんよ。

○委員長（小田百合子君） 普通の委員長報告と違って、事務局が勝手につくるっていうことは到底無理です。だから、中間報告にしても。

○委員（北川勝義君） それができなんたら、きょう決まったら作業ができんようになってしまいが、きょう遅うまでずっと、3・31をずうっと持っとんと同じで。

○委員（原田素代君） 委員長、済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 議論が何かすごく、結局戻らなくなっちゃったんですけど、要するにこの提案に対して、提案の採決云々ということの取り扱いをまず決めませんか。事務的にできるかできないかで決めるものでもないし。

○委員長（小田百合子君） いや……。

○委員（北川勝義君） 違う、違う、違う、そりゃあ……。

○委員（原田素代君） そこのところを確認してください。

○委員長（小田百合子君） 私……。

○委員（北川勝義君） 僕、僕が、ちょっと委員長、ちょっとすぐ終わります。よろしいか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 僕は、この考え方は賛成じゃ言よんですわ。賛成なんじゃけど、これが事務的なあとの後処理が、例えばほんなら委員長、副委員長が悪かったんじゃとか、百条委員会が悪かったんじゃとか、いや、そねえな話で終わるんじゃのうて、手を上げたんがおけるとしていただかなんたら、僕も議員の一人、僕は初めから執行権とかするべきじゃないと思うて、議会に従うとんじゃから、やっぱり最後のことをしてもらわんなんたら、それが14日にきょう締めましたと、やめますと、18日じゃけど、せえが議運をして、下山さん委員長、傍聴しようる、議運をして18日にしたと、やりますというてできて、委員長報告できたらしますが、終結を。せえで議決できたというたら、その間にそこまで謝罪するとかなんとか、そういう話を終わったのに直すとか、謝罪じゃの、直すとか話じゃとか、そういうなんを何かこしらえとかにゃあ何もできんでしょうというていう……。

○委員長（小田百合子君） きょうは無理です。

○委員（北川勝義君） いや、違う、無理じゃけど、ちょっ、ちょっと待って。

○副議長（岡崎達義君） 採決すりゃあええんです。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） せえ事務局が終わった後できるかなというのを……。

○委員長（小田百合子君） いやいや、とんでもない。

○副議長（岡崎達義君） 採決とるんじゃろう。

○委員長（小田百合子君） 私が、きょう皆さんに今後の方針もお話ししようと思ったり、諮ったりしたかったんですけども、これが出てきて一切そういうことも、もうここに、テーブルに乗せられなくなりました。私自身も早くおさめたいというつもりでずっとやってきましたけども、ここできょう突然にこれでおしまいにして、この18日に委員長報告をしろというような、そういう提案には到底乗れません。

○副議長（岡崎達義君） いや、ちょっと待ってください。そら委員長が乗れないというのはわかりますけど、一応委員会として採決とっていただきたいと思うんです。これで終了するかどうかという。

○委員（原田素代君） 反対。

○委員長（小田百合子君） おかしいです、それは。

○委員（北川勝義君） トイレ行ってもええかな。

○副議長（岡崎達義君） いや、おかしいことはないでしょう。

○委員長（小田百合子君） いや、おかしいです。

○副議長（岡崎達義君） 委員会の採決を求めているんですから。

○委員（北川勝義君） ええかな。

○副議長（岡崎達義君） いやいや、ちょっと待って。

○委員長（小田百合子君） 終わっちゃうよ。

○委員（北川勝義君） 終わっちゃおえまあ、終わっちゃあおえんで、終わったら。

○副議長（岡崎達義君） 採決を求めているんですから、採決するかどうか、あれもとっていただきたいと思います。

○副委員長（佐々木雄司君） だったら、職権でいいじゃないですか。

○委員長（小田百合子君） いや、とりません。

○副委員長（佐々木雄司君） 職権、職権でとらない……。

○委員長（小田百合子君） とりません。

○副議長（岡崎達義君） それはでも、それはでも……。

○副委員長（佐々木雄司君） 再三申し上げておりますが、委員長の職権でこの件は採択しないと申し上げておりますので、次の題のほう……。

○委員長（小田百合子君） 申し合わせにも外れますから。

○副委員長（佐々木雄司君） 題のほうに進めさせていただきたいと思います。この話はこれで議論終了ということで、よろしくをお願いします。

○副議長（岡崎達義君） そりゃむちゃでしょう。

○委員（原田素代君） どっちがむちゃでしょう。

○委員長（小田百合子君） あなたのほうが強引じゃないですか。まさかここまでとは思わなかった。

○委員（北川勝義君） 委員長、よろしいか。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕は、委員長、副委員長は、大概最後には委員長、副委員長にはお任せするという言うんじゃないけど、この今職権で、ちょっと委員長、副委員長、僕ははっきり言うてトイレ行きてえのは、はっきりしてもらわなったら、最後の、だから事務局聞いたんが、14日以降もできるかというのを、それをして、こういうことをやりましょうと、最後できたら僕はええと思うとるわけ、きょうおさめりゃ。

それで、採択とるか、とらんかぐれえは諮っちゃらにやあ、職権じゃあ、ええんかな。ええんかな、職権で、今そう思うて。

○委員長（小田百合子君） 一番最初に決めたことをひっくり返して、突然のことで……。

○委員（北川勝義君） いや、それはもう、じゃけ僕は、ひっくり返しようりません。委員長、副委員長の、最後は、皆さんあっても、委員長、副委員長にお任せするというのを、記者発表についても全部認めとります。

じゃけど、これだけのことが出てきて、委員長に相談、副委員長に相談なかった岡崎副議長が悪いんじゃないけど、悪いとは言わんけど、悪かったんじゃないろうけど、これでするんじゃないたら、どんなですか、賛否を問うちゃりやあええんじゃないねえですか、するか、せんかというのを。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長、協議事項に入っただいて、今言いましたので、私のほうから。

○委員（北川勝義君） うん。

○副委員長（佐々木雄司君） この調査についてということ、協議事項入っただいて。

○委員長（小田百合子君） いや、もう……。

○副委員長（佐々木雄司君） 入っただいて。

○委員長（小田百合子君） 入ったんですけども、これが出てきたから、そういうことになりましたし、エネットから来た分は、もうこれ以上どうこうしないということを決めました。

○委員（北川勝義君） せえでもとらにゃあいけまあ。

○委員長（小田百合子君） その他についてですが、本来ここで出されるべきでしたよね、その他について。

○委員（北川勝義君） はあ。いや、終わったということ、これ。

トイレ行ってきたらおえんかな。

○議長（金谷文則君） 委員長、よろしいか。

○委員長（小田百合子君） ちょっとトイレ行ってきて。

○委員（原田素代君） じゃあ休憩にしましょう。

○委員長（小田百合子君） いや、行ってきていいです、すぐ帰って。

○委員（原田素代君） だって関係があるんだから。

○委員（北川勝義君） すぐ帰ってこいと。

はい、済んません。ちょっと委員長、トイレ行っとった、よろしいか。

○委員長（小田百合子君） 何も言ってませんよ、今の間は。

○委員（北川勝義君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、続いています。

○委員（北川勝義君） はい、よろしいか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 僕は、一応形として、職権のというのはもう、失礼、職権じゃのうて、委員長、副委員長に任ずというのは、議場の中の制限を議長、副議長に任せとんと同じで、委員会の中も任せとんが原則です、100%。

じゃけど、さっき言いましたように、くでえですけど、これ風評かどうかわからん、もう農水省からの後援が受けられんようになるかもしれんというたりすることは、エネットからこれだけの、一緒に、仲ようというたら、協力してやらにゃあおえんとか、こうなってというのは、ボタンのかけ違いで、これははっきり言うて市長の説明不足が大々的にあると思うんじゃけど、この百条が悪かっただけじゃおえんのんで、さっきも事務局に確認してくれえと言うたんが、きょう賛否はとってもらいてえと思う、とってこれでよかったら、これよかったら、も

し、同数になったり、いろいろなったり、やってみて、百条をやめてもええということになりゃあびちっとして。そのかわりこんだけのことを、この百条だけが悪かったというんじやのうて、反省してもらわにゃ、執行部のほうも反省してもらわにゃおえんし、そういうふういきちっとしてもらわにゃあ、こっちが悪いだけじゃあおえんと思うんで。

○委員長（小田百合子君） 議会全体が間違ってたということになりますから。

○委員（北川勝義君） そうそう、そうそう、そういう意味のこと、そうそう、そう、そうそう。じゃけえそこのところを、落としどころ大事なんで。

○委員長（小田百合子君） やっぱり落としどころというのはきちっと調べて相談しなきゃいけません。

○委員（北川勝義君） それをやってもらいてえというんが僕一つで、せえで今、大概のことじゃったら僕は委員長、副委員長にお任せするんじやけど、きょうの賛否のことはちょっととってもらわにゃ、出したんが単純な意見じゃったというんで、これを出されたらおえん。

○委員（原田素代君） はい。

○委員（北川勝義君） 出したん、僕は審議をして、採決していただきたいと思っただけです。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長が重ねておっしゃってるように、慎重に十分結論を出さなきゃいけない問題ですから、突然きょうの段階で採決というのは、採決の中身が、やめるか、続けるかなんていう採決が、とりようがない問題を突然押しつけてくるという、この神経が私には全然理解できない。

だから、まず正副委員長が言うように、きちんこの間の経緯について慎重に結論が出るように、ちゃんと百条委員会の目的が出るように、6月までをめぐりに、きちんこの間に粛々と調査をしていただいて、その結果で私たちは皆さんに問うわけですから、今ここで潰すか、潰さないかの採決をとるなんて、そもそも論外です。

○委員（北川勝義君） 潰すじゃねえがんなあ、審議ができとるけえ言よんじやねん。

○副議長（岡崎達義君） いや、ちょっと待ってください。

○委員（北川勝義君） 審議ができとるけん言よんじやねえん。

○副議長（岡崎達義君） そうですよ。

○委員（原田素代君） できてません。

○副議長（岡崎達義君） そんだけ十分審議ができてるのに、それ以上の委員会を続ける、この特別委員会を続ける意義があるんですかということ、もう特別委員会、百条委員会として終結していただきたいなという採決をとってほしいということです。

○委員長（小田百合子君） きょうは採決をとりません。

次が3月29日、弁護士もお招きして、この件についてもじっくりと話し合いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（北川勝義君） 委員長、もうこれでやめますから。

○委員長（小田百合子君） 終わりますよ。

○委員（北川勝義君） これでやめますけえ。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） 資格審査されとる僕がこの席で言うか、総務文教委員会で決まって出てきた佐々木委員と2人で出ることになったんで言わせてもらうんじゃけど、僕は雨降って地固まりゃええという意味で、けんかをしようっても、ようならええんじゃねえかと思うたりするんで、間違うとったら間違うたということのをせえ言うんじゃねえ、最後の詰めは大事なということのを言よんじゃけど。

ここで採決してどうするかというのは、やるか、やらんかという採決をして、これをこれでもうやめるんならやめますというのは、そりゃあ採決はとりゃあえんじゃねえかなと思うて、別にその採決とって、その上で、採決ですよ、例えばとって、せえ採決で賛否がどうのこうのという話は、委員長は採決はとるが、しかしながら職権でこうやるというのは、私はええと思うんじゃけど、そこらのことを大事にしたほうがええんじゃねえかなと思う。ただ採決とらんというたら、何か問題ねえんですか、委員会として。採決とったほうがええんじゃねえかなと思うたんじゃけど。

○委員（原田素代君） 採決とるほうが問題です。

○委員（北川勝義君） ああ、そうか。

○委員長（小田百合子君） いや……。

○委員（北川勝義君） わからん、僕はとらんほうがええんか、せえでとって、それで委員長、副委員長にお任せの、委員長、副委員長がそりゃあだめじゃというて言うんじゃったら、それでも仕方ねえ、言える。

○委員長（小田百合子君） 本会議場で、この設置に賛成をされた10人の議員の方たちに、きょうこの状態で突然やめたというわけにいきませんので、次回は3月29日火曜日の10時から。

○委員（北川勝義君） 採決とらん……。

○委員長（小田百合子君） はい、第6回をいたします。

○議長（金谷文則君） 委員長、発言をできるかどうかちょっと確認をしたいんです、私が。

○副議長（岡崎達義君） 地方自治法上では発言できると思いますよ。

○副委員長（佐々木雄司君） 認めるか、認めないかという問題もありますから。

○議長（金谷文則君） だから、発言できるでしょうかという……。

○委員（北川勝義君） 確認とらにゃいけん。

○委員（原田素代君） やりましょう。

○委員長（小田百合子君） この件についてですか。

○議長（金谷文則君） 関連といえば、いいですか、委員長いいですか。

関連といえば関連なんですけど、一つ私心配事があった水谷さんにお聞きしたことがあったんで、ちょっとその確認をお聞きできたならなど。それから、また皆さんとちょっと協議をしてもらったほうがいいかなということがあったんで、一言言わせていただきゃあと思ったんです。

○委員長（小田百合子君） 議長、大変申しわけないですけども、水谷先生とコンタクトとられたことも、私も知りませんでしたし、とにかく何も委員長、副委員長が知らないうちにきょうの……。

○議長（金谷文則君） 済いません、それが、済いません、ちょっと、ちょっと発言。その中の内容についてのことじゃないんで、ちょっと発言をさせてください。

○委員長（小田百合子君） はい、どうぞ。

○議長（金谷文則君） はい。実は、私ずっと議長をしとるもんですから、この間から百条に至った経緯の中で、ホームページに載ってるものがあって、その中で、例の副市長が強制的に何か寄附を集めたという、4条の5じゃったか、その中で、結局議長としてそういうことをしとんだったら、要は告発しなきゃいけないというふうな文言があったもんですから、それで告発しなきゃいけない、間違いがありますよということをホームページのほうへ載つとるもんですから、それでどうしたらいいだろうか、ちょっと事務局に確認をしてくれというこのことをちょっとこの間話をしたんです。

そしたら、きょうここにおいでになるかと思って私出る予定にしとったんですけど、朝になっておいでにならんということだったんで、直接水谷さんからお聞きできなかったんで、ちょっと皆さんのほうにお聞きをしてというか、委員長のほうにどういうふうにしたらいいのか、お願いをしたいというのが、電話で聞いてもらったところによると、今の段階を副市長のお答えの中からは、明らかに金品を集めたということにならないから、仮に断定してあるやつを議長が訴えたら、虚偽告訴罪かなんかというようなことで、逆に私のほうが訴えられますよみたいなことだったというふうにならないうちにちょっと報告があったもんですから、そこら辺のところもきちっと解明してもらわないと、私も一応議長ということでやつとる以上は、その責任があるんで、ちょっとそのことをお願いをしたいと思います。

○委員長（小田百合子君） はい、お聞きしました。

それも含めて、3月29日には時間を十分かけて話し合いたいと思いますので、よろしく願います。

以上で第5回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会